

令和5年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年12月14日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第67号 中頓別町介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 第 2 議案第68号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第69号 中頓別町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 4 議案第70号 中頓別町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 5 議案第71号 中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第 6 議案第72号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 7 議案第73号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第74号 令和5年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第75号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第10 議案第76号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第77号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第78号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算
- 第13 発委第 2号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）
- 第14 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 蓮尾純一君 | 2番 吉田智一君 |
| 3番 高橋憲一君 | 4番 長谷川克弘君 |
| 5番 宮崎泰宗君 | 6番 細谷久雄君 |
| 7番 西浦岩雄君 | 8番 星川三喜男君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|----|---|-------|
| 町 | 長 | 小林生吉君 |
| 副町 | 長 | 遠藤義一君 |

教 育 長	相 座 豊 君
総務課総務・行革 担 当 課 長	永 田 剛 君
総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市 本 功 一 君
総 務 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
総務課住民担当課長	石 川 章 人 君
政 策 経 営 課 長	笹 原 等 君
政 策 経 営 課 まちづくり担当課長	野 田 繁 実 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担 当 課 長	矢 部 智 彦 君
産業課林務・基盤 整備担当課長	西 川 明 文 君
産 業 課 参 事 兼 農業委員会事務局長	北 村 哲 也 君
建 設 課 長	北 村 正 樹 君
建設課上下水道 担 当 課 長	後 藤 晃 昭 君
保 健 福 祉 課 長	土 屋 順 一 君
保 健 福 祉 課 保 健 担 当 課 長	相 馬 正 志 君
保 健 福 祉 課 参 事	齋 藤 康 浩 君
保 健 福 祉 課 主 幹	西 卷 俊 英 君
教 育 次 長	小 林 美 幸 君
国保病院事務長	西 村 智 広 君
会 計 管 理 者	長 尾 享 君
認定こども園園長兼 新しい学校づくり 推 進 室 長	大 島 朗 君
自 動 車 学 校 長	工 藤 正 勝 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから昨日に引き続き令和5年第4回中頓別町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第67号

○議長（星川三喜男君） それでは、日程第1、議案第67号 中頓別町介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第67号 中頓別町介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） おはようございます。それでは、中頓別町介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案45ページをお開きください。議案第67号 中頓別町介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

議案51ページをお開き願います。制定の要旨です。本町では、将来に向け地域医療提供体制を確保するとともに、町民が最後まで安心して暮らし続けることができるよう医療、介護、福祉、保健の各分野が一体となった地域包括ケアシステムを構築し、町民主体で豊かで全ての人に優しい地域共生社会の実現を目指しております。社会福祉法人南宗谷福祉会より特別養護老人ホーム長寿園と養護老人ホーム長寿園について事業運営の継続が困難となったことから、今年6月に中頓別町へ事業運営の移管について正式に申入れがありました。そのことを受け、町では検討を進めてまいりましたが、地域で暮らす高齢者が安心して中頓別町で生活できるようにサービスの提供体制構築に向け特別養護老人ホーム長寿園と養護老人ホーム長寿園を町に移管することを決定いたしました。事業運営に関して経営状況の改善や職員体制の見直しも含め取り組んでいくこととしたことから、この条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容をご説明申し上げます。議案46ページをお開き願います。第1条、目的では、老人福祉法第15条第3項の規定に基づき老人の福祉の増進を図ることを目的とし、本町に介護老人福祉施設を設置する旨規定しております。

第2条では、介護老人福祉施設の名称及び位置を規定し、名称は中頓別町養護老人ホー

ム及び中頓別町特別養護老人ホーム長寿園で、位置はそれぞれ中頓別町字中頓別160番地と規定しております。

第3条では、中頓別町養護老人ホーム及び中頓別町特別養護老人ホーム長寿園の事業の内容を規定しており、第1項では中頓別町養護老人ホームの事業について規定をしており、老人福祉法に規定する入所の措置に係る者の養護に関する事業、第2項では中頓別町特別養護老人ホーム長寿園の事業について介護保険法に規定する介護福祉施設サービスに関する事業及び入所の措置に係る者の養護に関する事業を、47ページに移りまして、第3項では中頓別町特別養護老人ホーム長寿園で老人短期入所施設として行う事業について、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護、またそれらを利用することが困難である場合に老人短期入所施設において養護する旨の内容を規定しており、各項で規定している事業のほか町長が必要と認める事業の規定をそれぞれ定めております。

第4条では中頓別町養護老人ホーム及び中頓別町特別養護老人ホーム長寿園の職員の規定を、第5条では各施設の入所の定員を規定しており、第1項では特別養護老人ホームに短期入所できる定員を5名、第2項では養護老人ホームに入所させることができる定員を30名、第3項では特別養護老人ホームに入所させることができる定員を50名とそれぞれ規定しております。

第6条では、各施設の利用者の規定を定めており、第1項では養護老人ホームを使用できる者についての規定、第2項では特別養護老人ホームを使用できる者についての規定、第3項では老人短期入所施設を使用できる者についての規定を、48ページに移りまして、第4項では前3項の規定にかかわらず、町長が適当と認める者は施設等を使用することができる規定について定めております。

第7条、使用の許可では、各施設を使用する者及び許可に係る事項を変更しようとする際に町長の許可が必要となることについて規定しており、第2項では施設等の管理上支障があると認められるときは許可をしないものとするについて規定しております。

第8条、使用料等では、各施設の使用料に関する規定を定めており、第1項では養護老人ホームの使用料についての規定、第2項では特別養護老人ホームの使用料についての規定、第3項では老人短期入所施設の使用料についての規定を、49ページ、第4項では前3項の規定のほか、使用者に負担させることが適当と認められるものについて実費相当額を限度として使用者から別に徴収することができる規定について定めております。

第9条では使用料の減免の規定を、第10条では使用料の制限等に関する規定を定めており、各号のいずれかに該当する場合の施設等の使用の制限、停止または使用の許可の取消しについて規定しており、第1号では条例等に違反したとき、第2号では偽りその他不正の手段により第7条の許可を受けた事実が明らかになったとき、第3号では前2号に掲げるもののほか施設等の管理上支障があると認めるときについて規定しております。

第11条では、使用者の責務について規定しており、第1項では使用者は町長が指示した事項に留意して利用しなければならないことについて規定、第2項では使用者が施設備

品等を滅失し、または毀損した場合の規定と、やむを得ない理由があると認めるときの規定について定めております。

第12条では、管理について規定しており、施設等は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならないことを規定しております。

50ページをお開き願います。第13条、委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることとしております。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） おはようございます。粛々と進めたいところですが、すみません、何点か気になるところがあるので、ご質問させていただきます。

条例の内容については、まさにこのまま粛々と進めれば特段問題のないような条例の内容なのかなとは思いますが、この条例を設置するに当たるまでの本日までのプロセスについて若干不満というか、不安というか、な点がありますので、お伺いしたいと思います。昨日の私の一般質問の中でもあります、シミュレーションをすると先日行われた常任委員会ではおっしゃっていただきました。常任委員会の日にちは11月27日に行っております。その際、私も強めにシミュレーションを行うことということで伝えさせていただいた次第ですが、まず本当に今現在シミュレーションをされているのか、されているのであれば途中経過でも提示できるものはないのか。

あと、昨日町長のほうから改めて答弁いただいた三位一体で経営強化をしていくということについても、それを踏まえた上でのシミュレーションというのは提示されておられません。将来どう考えても、どう転んでも右肩上がりで人件費は上がっていきます。入所者はどう転がっても減っていきます。これは必ず起き得ることであり、避けられないところです。さらに、今の世界情勢であったり動向を見ると、光熱費をはじめとしたランニングコストも右肩上がりで増額することは確実です。それぞれシミュレーションをされずに今この条例について可決することは非常に危険だと私自体は感じております。これは、今入所されている皆様が安心して入所できる環境、もちろんそこで働いている職員も安定して働くことができること、もしくは入所者、職員に関係する家族に影響を及ぼす非常に重要な案件であると思います。シミュレーションができていないのに大丈夫だろうという感覚でこの条例を今提案されているのかどうなのかについてお答えをお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

昨日の一般質問でもお答えしましたけれども、将来的な財政見通し等についてはつくっていかなければならないという認識を持っています。ただ、現時点においてまだ十分なシ

ミュレーションの行う作業に至っていないというところはおわびを申し上げたいというふうに思います。

また、将来への財政的な負担の不安というところのご指摘がありましたけれども、昨日も申し上げたとおり地域医療提供体制と介護を含めて地域包括ケアの一体的な見直しを進めていくという既定の方針の中で、この町の中で持続可能な運営体制というものをしっかり見込んでいく必要があるというふうな認識をしております。基本的には今大きく負担になっている医療のところを見直しを図りながら、将来的にこの福祉施設が収支均衡することとは基本的に見込めないという認識を持っています。その分医療のほうの見直しの中でカバーしていくというところが基本的な考え方というふうに思っています。昨日も申し上げましたけれども、以前病院の赤字負担の範囲ぐらいが町としてやっていけるめどというふうに認識をしています。そこに向かって丁寧に作業を行っていく必要があると思います。少なくともこの3月までの間には今申し上げたような将来的な財政運営に係る見通しもお示しをできるように作業を進めます。

今回のこの段階での条例提案ということにつきましては、移管元である法人、入所者の皆さん、家族の皆さん、また将来的に施設をよりどころにするであろう町民の皆さんへの明確な、両施設を町が赤字負担ということになりますけれども、当面支えていかなければならないという、そういう意思表示を早くする必要があるという判断から、このたびの提案とさせていただいているところであります。不安に対する解消を早期に図れるように努力をさせていただくということで本条例の制定についての趣旨としてご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 意思表示ということで先に条例の制定をということですが、これは入所している人たちだけに影響があることではありません。昨日の町長の大きめの予測、予定としては3つの施設合わせて1億円程度の財政負担で何とか抑えることをしていきたいというようなことをおっしゃっていただきましたが、今現在ではシミュレーションが一切されていないのに1億円程度で抑えることができる、これはちょっと意味が分からないのです、私。シミュレーションがされていないのに1億円程度で抑えることができるというエビデンスはないというふうに言わざるを得ないというふうに思います。その状況がかわって条例の制定等を先にすることよりも入所者や職員、関係家族、もちろん町民に対しても不安を与えるというような考え方もあると思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） まず、今手元にないのですが、地域医療提供体制と地域包括ケアの一体的な見直しを進めていこうという段階で一定の将来的な財政見通しについても資料として用意しながら町としての持続可能性というところを考えてきています。ただ、私申し上げたいのは、思いとしてこの中頓別町に住んでいる方が将来も中頓別町に最後まで安心して住み続けていくためには、無床化は避けられないけれども、医療を提供する体

制と最後を過ごすことができる特別養護老人ホーム、これはなくてはならないという、そういう考え方をその時点で策定をしているということでもあります。この上で、これはどんな形にせよしっかり残していくと。多分地域密着型という形でベッドの数も抑えていくことになるというふうに思いますけれども、プラス在宅医療の充実を図って、この地域の中で最後まで住み続けられる仕組みをつくらうということが基本にあるということで、その過程の中で、今これだけの入所者がいる中で、この特別養護老人ホームが運営できないからこのままなくすということにはならないということが考え方の基本にあるということでもあります。

めどとして1億円という、これも以内でできるというところまで私はまだ申し上げ切れずには思っています。蓮尾議員がおっしゃるように人件費、今介護人材が確保がなかなか難しい状況の中で、これは恐らく上がっていきたくらうというふうに思います。一方で、それに対応して介護報酬、今見直しの作業が進められているというふうに思いますけれども、これらがその上昇に伴ってしっかり上がっていくのかどうかもまだ不透明な中ではあるというふうに思います。そういったところも、今年度どんなふうに介護報酬が見直しされるかということも踏まえた将来見通しということも考えていく必要があるのかなというふうに思います。議員がおっしゃるように、今見通しが立たない中でこれはという思いも十分分かりますけれども、まずこれは町にとって将来も残していく必要がある、そういう基本的な認識をぜひ共有できればというふうに考えて提案をさせていただいているということでもあります。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 非常に理解できます。思いは分かりますし、これが町営化する必要があるだろうなというところも俯瞰で見るともちろん分かる、理解できるところではありますが、一方でこの件に関して以外でも町費負担が増えつつある。このまま進んでいくと過大になってくると思われる学園事業についてであったり、その他施設の解体費用であったり、病院の手直し等も必要になってくるのだらうと思います。ほかにも人口が減少してくる中での地方交付税交付金の減少も不安要素としてあります。町民はもちろん長寿園がなくなることは望んでいませんし、町営化するということに関して多くの町民が賛成をしている面もあるかと思えます。一方で、高齢者の中でも若者の中でも増え続ける消費負担の中で長寿園が8,000万円程度の赤字を出している、今共有できましたが、これから右肩上がりて様々な費用が増額が見込まれる、そうすると1億円も見えてくると思うのです。幾ら地域医療提供体制と包括ケアを一体的に見直しを行っても、今町長も言い切れないというところでありましたが、1億円の線というのは私も超えていくのではないかなというふうに昨日帰ってから計算をして思ったところなんです。これ単年度で見ると1億円であったり、何千万円という単位だと思えるのです。でも、これを持続可能な事業としてやっていくのですよね。となると、10年後、20年後となっていくときには数十億円規模での町の歳出、町費負担になってくるわけです。これは町の財政を圧迫してほかのサ

ービスができないような状況になるとか、そういうことになるような心配をされている町民の皆さんもいらっしゃると思います。そこら辺は今言い切れない部分もあると思いますが、どのような見通しで運営をされていくのか、それで町費負担が増えていくであろうことに対して町の財政を圧迫することは本当になのかについてお答えをお願いします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 30年とか50年とか、その先の状況を今どうなっていくのかというところを読み切るのはなかなか難しいというふうに思っています。今回先ほどから話をさせていただいています地域医療提供体制と地域包括ケアの一体的な見直しというのは、たしか令和でいうと10年過ぎぐらいだったというふうに思いますけれども、後期高齢者の人口も減少局面に入っていくということで、介護サービスの対象となる人の人数が減っていくと。減り始めると意外と早いペースで人数も落ちていくというような状況があります。これは五、六年前の予測というところになりますけれども、そのことを踏まえて基本的にはどういう形で維持できるかというところを考えた上での話というふうに思います。

町の財政も5年、6年前の状況から見ると非常に厳しい状況に向かっているというふうに考えています。ただ、少なくとも、昨日もちょっとお話をしましたけれども、病院の収支に関して言うと、かつては1億円を下回るぐらいの赤字負担の中でやりくりをしてきている経緯があって、その段階で町の財政としては一定の基金も積み残せる、そういった余力も持ち合わせていたというふうに思っています。町としては医療のほうで大きく削減をした上で介護も支えるという仕組みを少なくとも10年から20年先に向かつてはやっていけるし、やっていかなければならないという基本的な認識を私としては持ってこの構想というものを取りまとめたということでもあります。その他のサービスに関していろんなところを見直していく必要はもちろんあると思いますけれども、私は今は子ども・子育てや地域づくりに係るそういったものを削ってこれを最優先にということではなくて、それらも併せてやっていくためにこういった改革、見直しが必要だということに取り組んでいるところでありまして、このことだけを維持可能にするということではなくて、まちづくりに必要な諸財源をしっかりと確保できるような、そういった見直しをお示しできるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 私も条例の内容そのものというわけではないのですが、今も収支のお話がありました。私からも1点、町による福祉施設の運営ということで、これは素朴な疑問というか、確認なのだと思いますけれども、過去にそういうことがあったのではないかと、今回は長寿園ということですが、厚生園が町から南宗谷福祉会に引き継がれた、今回でいうと真逆ですけれども、この経緯の中で自治体が福祉施設を運営していると介護報酬等の加算であるとか、そういった入ってくるお金というのが減らされるからということもあったのではないかと、聞いたのですが、実際にそういったことというのはあったのでしょうか。既に在宅サービスについてはもう町による運

営が始まっていますけれども、そういったことによる収入減というようなことはないか、これを確認させていただけたらというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 天北厚生園のときの町営であることで収入として確保できないところがあったかどうかについての詳細についてはちょっと私も、申し訳ありません、承知していないので、後ほど確認をさせていただければと思いますが、恐らくそれはあったと思います。当時は入所も措置というような形でなされていたというふうに思いますけれども、今は基本的には施設と入所者の中での契約によって入所が行われたり、介護報酬が収入としてなるというふうになっているので、町営であるか法人でやるかによって介護報酬の収入が減るといのは基本的にはないというふうに認識をしています。この辺についても、大変申し訳ありません、私のほうでも全て熟知しているわけではないので、その辺もまた確認させていただきたいと思っておりますけれども、そのように認識をしております。

○議長（星川三喜男君） 齋藤保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（齋藤康浩君） 今の町長の補足説明になります。

介護保険法では地方自治体だろうが民間だろうが社会福祉法人であろうが介護報酬の加算においても何も関係がありませんので、今までどおりの加算はいただけることになりません。

以上です。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 基本的には今出された条例については反対するものではありませんし、条例自体については私は賛成かとは思いますが、シミュレーション等が出されておらず、将来の不安が残るままここで条例に賛成することは私はできませんので、賛成でも反対でもないということで棄権をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） そのほか討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、これより議案第67号を採決します。

今蓮尾議員が採決には加わらないということですので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

この採決は、起立によって決することに決めます。

それでは、本件の原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(星川三喜男君) 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり決することに決まりました。

よって、議案第67号 中頓別町介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第2、議案第68号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第68号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長(土屋順一君) それでは、議案第68号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案52ページをお開き願います。議案第68号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

議案56ページをお開き願います。改正の要旨を御覧願います。令和6年4月1日より養護老人ホーム長寿園及び特別養護老人ホーム長寿園が社会福祉法人南宗谷福祉会より町が移管を受けるに当たり、それぞれの施設を重要な公の施設に追加するものとなります。令和5年4月1日より町に移管された中頓別町在宅介護サービス事業所についても併せて追加するため、改正するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。議案54ページをお開き願います。第2条に24号、中頓別町在宅介護サービス事業所、25号、中頓別町養護老人ホーム長寿園、26号、中頓別町特別養護老人ホーム長寿園の3号を加え、第3条第1号及び第4条第1号中、そうや自然学校の次に中頓別町在宅介護サービス事業所、中頓別町養護老人ホーム長寿園、中頓別町特別養護老人ホーム長寿園をそれぞれ加えるものであります。

議案53ページにお戻りください。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 関連してという条例になるかと思えます。先ほどの介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例、町がこれを行うための制度というものが制定されたということによって、この時点で事実上令和6年4月1日、新年度のスタートと同時に長寿園が町の運営になるということがこれで決定的になったということになるかと思えます。これについては今後学校建設というような大きなものを控えている中で、昨日も一般質問のテーマとして扱われていたように、直近の町としての大きな分岐点となる判断ということになるというふうに思いますし、先ほども財政のお話がありましたけれども、これからは運営補助ということではなくて100%町費ということになるわけですから、今まで以上に厳しい目で見られる部分も様々出てくるというようなことも覚悟しなければならないというふうに思います。

また、余談ですけれども、長寿園の成り立ちとしても、今はまたそういった形が増えてきているかなと思いますけれども、いわゆる公設民営というような形ではあったと思うのですけれども、これを運営してきた南宗谷福祉会というのはこの長寿園を運営するためにつくられた法人であるわけです。先ほども少し触れました厚生園については町から法人へという今回とは真逆の形で運営が引き継がれているわけで、長寿園こそが本来の南宗谷福祉会の代名詞的事業であって、法人としては自分たちの象徴的な施設の運営というのを放棄せざるを得ない状態にしてしまったということ、そしてそういう状況に陥った施設を町が引き取るということ、どちらにおいてもこういったこれまでのこともしっかりと検証していく必要もあると思いますし、私としてもこういったことも含めてまた今後も議論していかなければならないだろうというふうに思うところですが、ひとまず今日のところは長寿園の運営を停滞させるわけにはいかないということで、町による運営やむなしということについては今し方の設置条例の可決をもってお互いにそう判断をしたということになるわけですから、準備を進める必要があるという、ちょっと長くなりましたけれども、それに続いて公の施設の条例という中にも長寿園内における2つの事業所、特養と養護について来年度のスタートから公の施設に含めますよということは意味は分かるのですけれども、もう一つあるわけです。在宅介護サービスの事業所、これも同時に今回含むということに大きな違和感を受け取られる方も多いのではないのでしょうか。まさに提案理由にもあるように、これに関しては今年の4月から町による運営が既に行われていて、もう今年も終わろうとしているわけですが、これに関しても事前の情報提供の中で少しご説明があったかと思えます。ただ、ちょっと私聞き漏らしていたように思いますので、なぜこのような形での提案になったのか、なぜ今なのかということですが、既に事実上公の施設

のような形で使われているものとまだ使われていないものがなぜ今回抱き合わせになっているのか、この点改めてご説明いただけたらと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 結論から言うと、この事業所についても今年の4月から運営する前に、設置に関する条例を設けた際に重要な公の施設の条例に加えるべきであったということになるというふうに思います。ご承知のとおり、重要な公の施設に関しては廃止する際に議決要件がほかと違うというような規定がございます。その分責任を持って管理をしていかなければならない施設になるということだというふうに認識しています。介護サービス事業所に関しては設置の段階であそこに該当する施設だという認識をちゃんと持てていなかったということに尽きると思います。今回改めて入所定員も大きな両施設を設置するに当たっては私のほうからも重要な公の施設に該当するのではないかということでこの条例の制定を指示したところ、改めて在宅介護サービス事業所についても再検討して、やっぱり必要ではないかということになったということでもあります。不手際といえば不手際というふうに認識をしております。改めて遅れたことについてもおわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 町長に正直にお答えいただきまして、今のお答えのお言葉をお借りすると本来運用開始時点で公の施設となっていなければならなかったところの認識が足りなかったというところで不手際と認めていらっしゃるころはあるかなと思います。言ったら先日の予算取扱いの誤りに近いような、後から対処するというようなところもあるかなと思います。この点については、今申し上げたどこかで予算のない工事などが行われているということよりは議会としても気づける可能性がもうちょっと高かったかなというふうにも思いますので、我々にも責任が全くないというのも難しい話だと思うのですけれども、再度確認ということで、根本的に予算の取扱いほどの、これが含まれていないということが大きな問題というようなものにはならないのか、これに含まれているか否かということが大きな拘束力というようなものはないのか。条例というのは各自治体の中での決め事ではありますけれども、物によっては違反すれば禁錮とか罰金とかというようなこともあり得ますし、そういった自治体にとって非常に重たいものであって、内容によって違った印象を感じたりすることもありますけれども、本来どれも同じように重たいものとして扱われるのものだと思いますので、ですから例えばこれだけでも別に遡及して適用する必要はないのかとか、またここまでの在宅の部分、この運営の中身に関して何か訂正等をしなければならないであるなどの物理的問題はないのか、この条例に含まれていない施設なり事業所において町としての運営が行われている状態でありながら、今回この提案からいうとそれが分かっているながらさらに来年の4月1日ということですから、丸1年それを放置するようなふうにしてしまうのですけれども、これがいいということにはならないと思うのですけれども、今確認させていただいているわけですから、今私が

申し上げたようなことにはならないのか、今後このことに関して何か不都合が出てくる可能性はないという理解で差し支えないか、この辺をはっきりさせておいたほうがよろしいかと思しますので、再度伺います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） まず、重要な公の施設に含めるか含めないかということにおいて大きな論点になるのは廃止する際の議決が3分の2ないと廃止できないというところであって、全ての施設をこれに位置づけなければならないということではありませんし、これに挙げていなかったことによって予算等々において無効になったりとか、そういうことは生じないというふうに認識をしています。施行日においても、考え得るとすれば3月31日までの間に廃止する際には通常の議決で済むというところはあると思いますけれども、そこは想定をしていなかったのも、この施行日になっているということでもあります。適切な対応ではなかったということは先ほど申し上げたとおりでありますけれども、このことに伴って事業や予算に何らかの支障が出るというものではないということは申し上げたいと思います。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 先ほどと関連する事項になりますので、こちら私も棄権させていただきます。

○議長（星川三喜男君） そのほか討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ただいま蓮尾議員から出されました。本件は起立によって採決をしたいと思います。

それでは、原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星川三喜男君） 起立多数です。

よって、議案第68号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第3、議案第69号 中頓別町水道事業の設置等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第69号 中頓別町水道事業の設置等に関する条例の制定について、後藤建設課上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） それでは、議案第69号 中頓別町水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案の57ページをお開きください。議案第69号 中頓別町水道事業の設置等に関する条例の制定について。

中頓別町水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

議案の60ページをお開きください。制定の要旨でございます。令和6年4月1日から水道事業特別会計の地方公営企業法適用（財務規定等のみの一部適用）をすることに伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4条の規定により、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を条例で定めるため制定するものです。また、本条例制定に伴い、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第1号及び第6条第1項の規定による中頓別町水道事業特別会計設置条例は廃止するものです。

議案の58ページをお開きください。読み上げてのご説明とさせていただきます。中頓別町水道事業の設置等に関する条例。

（水道事業の設置）

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 中頓別町水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、中頓別町水道事業条例（昭和34年条例第14号）第2条各号に掲げるとおりとする。

（会計事務の処理）

第4条 法第34条の2ただし書の規定により、水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（1）公金の収納又は支払に関する事務

（2）公金の保管に関する事務

（準用）

第5条 この条例に定めるもののほか、重要な資産の取得及び処分、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等及び業務状況説明書類の提出については、中頓別町国民健康保

険病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第7号）第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「病院事業」とあるのは、「水道事業」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（中頓別町水道事業特別会計設置条例の廃止）

2 中頓別町水道事業特別会計設置条例（昭和32年条例第15号）は、廃止する。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 中頓別町水道事業の設置等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第4、議案第70号 中頓別町下水道事業の設置等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第70号 中頓別町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、同じく後藤建設課上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） 続きまして、議案第70号 中頓別町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案の61ページをお開きください。議案第70号 中頓別町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

中頓別町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

議案の64ページをお開きください。制定の要旨でございます。令和6年4月1日から下水道事業特別会計の地方公営企業法一部適用（財務規定等のみの適用）をすることに伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4条の規定により地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を条例で定めるため制定するものです。また、本条例制定に伴い、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の規定による中頓別町下水道設置条例は廃止するものです。

議案の62ページをお開きください。読み上げてのご説明とさせていただきます。中頓別町下水道事業の設置等に関する条例。

（下水道事業の設置）

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 中頓別町下水道事業の処理区域、面積及び計画人口は、次に掲げるとおりとする。

（1）処理区域 中頓別町字中頓別、字旭台及び字上駒の一部

（2）排水区域 同上

（3）面積 98.4ヘクタール

（4）計画人口 1,150人

（会計事務の処理）

第4条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（1）公金の収納又は支払に関する事務

（2）公金の保管に関する事務

（準用）

第5条 この条例に定めるもののほか、重要な資産の取得及び処分、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等及び業務状況説明書類の提出については、中頓別町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第7号）第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「病院事業」とあるのは、「下水道事業」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(中頓別町下水道設置条例の廃止)

2 中頓別町下水道設置条例(平成5年条例第23号)は、廃止する。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(星川三喜男君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 中頓別町下水道事業の設置等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(星川三喜男君) 休憩前に戻り会議を再開します。

◎議案第71号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第5、議案第71号 中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第71号 中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、後藤建設課上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長(後藤晃昭君) 引き続きよろしくお願いいたします。議案第71号 中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につ

いてご説明いたします。

議案の65ページをお開きください。議案第71号 中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。

中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

議案の67ページをお開きください。制定の要旨でございます。令和6年4月1日から下水道事業特別会計の地方公営企業法適用（財務規定等のみの一部適用）することに伴い、予算執行に当たり一時的に歳入が不足することを踏まえ、現金の確保が必要となる見通しとなっております。従来の官公庁会計（現金主義・単式簿記）では一般会計からの運用により収支のバランスを取っておりましたが、地方公営企業法の適用により公営企業会計（発生主義・複式簿記）となるため一般会計からの一時運用ができなくなり、支出に対する収入が一時的に不足する場合の財源（現金）が必要となります。令和6年度の予算執行開始時（令和6年4月1日）には財源（現金）が必要となるため、令和5年度末までに財源（現金）を基金へ積み立てておく必要があります。基金への積立分は一般会計からの繰入金と財源とし、基金への積立金を支出するため、歳入、歳出それぞれ予算計上し、基金への積立を実施する予定となっております。そのため、下水道事業特別会計において基金の設置、管理及び処分に関する条例が必要となり、制定するものです。

議案の66ページをお開きください。読み上げてのご説明とさせていただきます。中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例。

（設置の目的）

第1条 災害復旧、施設の拡張、その他財源の不足を生じた時の財源を積み立てるため基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は予算の範囲内とする。

（基金の管理）

第3条 基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ、有利な方法により保管しなければならない。

（益金の処理）

第4条 基金から生ずる益金は本会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 町長が財政上必要があると認めるときは、確実に繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 町長は第1条にかかげる目的のため、経費の財源に充てるときは、財政上特に

必要があると認める場合において、基金の全額又は一部を処分することができる。

(委任の規定)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金について必要な事項は町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号 中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第6、議案第72号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第72号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） それでは、議案第72号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。令和5年度中頓別町一般会計補正予算。

令和5年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,694万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,310万4,000円

とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1点目は、過疎対策事業債の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前9億8,520万円から変更後9億6,440万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。藤井原野線整備事業の限度額を変更前2,310万円から変更後2,230万円とするもの、秋田原野線交付金事業の限度額を変更前4,530万円から変更後2,530万円とするもので、いずれも事業費確定に伴い減額するものでございます。

2点目、起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債の限度額を変更前2,880万円から変更後1,860万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。道路長寿命化事業において事業費確定に伴う減額でございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。14ページをお開き願います。1款議会費、1項1目議会費では、既定額に3万3,000円を追加し、4,986万5,000円とするもので、議会事務事業、17節備品購入費に額縁購入費用として同額を計上。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から83万7,000円を減額し、5億4,962万7,000円とするもので、内容は人事管理事務事業、1節報酬で不用額122万2,000円を減額、2節給料で歯科医師の給料159万円を追加、3節職員手当等では児童手当の支給対象職員が当初の見込みから増えたことにより予算に不足が見込まれることや歯科医師に対する医務手当を新規に計上することで合わせまして101万円を追加、4節共済費では既決予算に不足が見込まれるため79万円を追加、総務関連事務事業では、8節旅費で17万3,000円、11節役務費で42万円、それぞれ不足見込額を追加するものであります。中頓別町奨学金等償還支援事業、18節負担金補助及び交付金で53万円を追加、20節貸付金で412万8,000円を減額するもので、それぞれ実績見込みを勘案して補正するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております総務課総務グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては28ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

3目文書広報費では、既定額に11万6,000円を追加し、645万5,000円とするもので、広報広聴事業、10節需用費で広報印刷費として同額を追加。

5目企画費では、既定額に421万7,000円を追加し、1億1,552万5,000円とするもので、内容は総合開発委員会事業、2節給料で13万2,000円、3節職

員手当等で4万8,000円をそれぞれ追加、人事院勧告に基づく人件費の増額分であります。ふるさと応援寄附事業、7節報償費で230万円、11節役務費で215万円、17ページ上段になります。12節委託料で55万円、ふるさと応援寄附額の増加に伴い、返礼品代や送料、サイト利用料等の費用としてそれぞれ追加するものであります。くらしとしごとの相談窓口事業では、会計年度任用職員の採用形態が当初想定しておりましたフルタイムからパート職になったことから、1節報酬で38万9,000円を新規計上、2節給料では1節報酬への振替と不用額合わせまして138万2,000円を減額、コモンズ形成事業では、1節報酬で人事院勧告に基づき3万円を追加するものであります。詳細につきましては、別に配付しております政策経営課及び産業課商工労働・観光まちづくりグループ作成の説明資料をご参照願います。

16ページであります。10目情報推進費では、既定額に84万7,000円を追加し、2,452万8,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、10節需用費でプリンタートナーなどの消耗品費17万7,000円を追加、13節使用料及び賃借料ではL G W A N接続ルーター利用料とA I機能を活用した会議録等の調製を行うクラウドサービスの利用料合わせまして67万円を追加、詳細につきましては、総務課総務グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2項徴税費、1目税務総務費では、既定額に55万円を追加し、986万6,000円とするもので、税務事務事業、12節委託料に来年度から始まる森林環境譲与税の賦課徴収に向けたシステム改修費用として同額を追加、詳細につきましては、総務課住民グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に298万7,000円を追加し、2,297万9,000円とするもので、住民事務事業、12節委託料で住民票やマイナンバーカードへの氏名の振り仮名を記載するためのシステム改修費用として同額を追加。

4項選挙費、4目知事道議会議員選挙費では、既定額から79万7,000円を減額し、170万6,000円とするもので、知事道議会議員選挙事業、7節報償費から11節役務費まで事業費の確定による減額でございます。

18ページをお開きいただきまして、5目町長町議会議員選挙費では、既定額から86万7,000円を減額し、256万5,000円とするもので、町長町議会議員選挙事業、1節報酬から11節役務費まで事業費の確定により減額。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に19万8,000円を追加し、2,934万8,000円とするもので、社会福祉総務事業、18節負担金補助及び交付金で当初予定しておりましたA E Dの更新費用に不足が見込まれますことから、日本赤十字中頓別分区に対する補助金19万8,000円を追加、詳細につきましては、保健福祉課作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2目老人福祉費では、既定額に4,973万5,000円を追加し、2億2,940万3,000円とするもので、内容は敬老会開催事業、7節報償費で3万円、10節需用費

で18万円をそれぞれ事業費の確定に伴い減額、老人福祉事業、18節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合への負担金額確定に伴い不足する額として755万4,000円を追加、また社会福祉法人南宗谷福祉会への運営費補助として3,985万1,000円を追加、合わせまして4,740万5,000円を追加、19節扶助費では特別養護老人ホームから介護医療院へ移行される利用者の個人負担増加分に対する助成金254万円を新規計上。

4目障害者福祉費では、既定額に1,300万円を追加し、1億1,755万円とするもので、障害者総合支援給付事業、19節扶助費で障害福祉サービス等報酬改定に伴い、不足する額1,300万円を追加するものであります。

8目介護福祉センター費では、既定額に67万6,000円を追加し、591万5,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、10節需用費で保健センター入り口扉の修繕費用47万円、21ページ上段を御覧いただきまして、13節使用料及び賃借料で入退室管理システム、防犯カメラ利用料、合わせまして7万2,000円を計上、17節備品購入費では防犯カメラ、見守り用スマートスピーカー購入費として合わせまして13万4,000円を新規計上、いずれもDX推進の一環として実施するものであり、子育て中の保護者からの保健センターの土日開放を希望する声を受けまして、デジタル技術を活用してこれに対応していくものでございます。

2項児童福祉費、4目認定こども園費では、既定額に25万1,000円を追加し、1億6,210万8,000円とするもので、認定こども園事業、17節備品購入費に除雪機購入費用として同額を計上、詳細につきましては、認定こども園作成の補正予算説明資料をご参照願います。

7目こども包括支援費では、既定額から10万円を減額し、869万1,000円とするもので、子育て世代包括支援センター事業、18節負担金補助及び交付金で額の確定により不用額を減額。

8目こどもセンター費では、既定額に6万7,000円を追加し、96万8,000円とするもので、こどもセンター事業、11節役務費で子供の居場所づくりとして設置しておりますこどもセンターの施設賠償保険料として同額を計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に25万9,000円を追加し、3,798万7,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業、12節委託料で6回目、7回目となるワクチン接種の履歴をシステムに追加するための改修費用として同額を追加。

3目環境衛生費では、既定額に169万4,000円を追加し、1億4,904万6,000円とするもので、環境衛生事業、12節委託料で一般廃棄物埋立処理施設における電気料に不足が見込まれることから同額を追加。

6目診療所費では、既定額から171万5,000円を減額し、1,032万5,000円とするもので、歯科診療所委託事業、1節報酬で30万円、10節需用費で100万

円、12節委託料で50万円、それぞれ不用見込額を減額し、11節役務費では電話料8万5,000円を計上するものでございます。

22ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に33万4,000円を追加し、1億40万7,000円とするもので、内容は農業振興事業、1節報酬で3万8,000円、13節使用料及び賃借料で21万6,000円をそれぞれ追加、哺育育成預託施設の育成舎及び堆肥舎が令和6年1月に北海道から財産の引渡しが行われる予定でありますことから施設管理作業員報酬と作業機械のリース料として計上、中山間地域等直接支払交付金交付事業、18節負担金補助及び交付金で交付金対象の農地面積増加により43万7,000円を追加、6次産業化推進事業、1節報酬で7万4,000円、13節使用料及び賃借料で28万3,000円をそれぞれ実績見込みにより減額。

3目畜産業費では、既定額に36万円を追加し、1億6,884万5,000円とするもので、中頓別町営牧場運営事業、12節委託料で燃料費や監視車両の修繕費が大幅に増加していることから委託料を46万円追加、乳牛共進会関連事業、18節負担金補助及び交付金で事業費の確定により不用額を減額、詳細につきましては、別に配付しております産業課産業グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額に変更はございませんが、森林整備・林業振興事業で、中頓別学園整備において内装や什器などで町産材を利用するに当たり町有林の状況調査を実施する必要がありますことから、12節委託料で調査業務委託料60万円を新規計上し、不用額が見込まれる18節負担金補助及び交付金で同額を減額するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、既定額から9,522万円を減額し、5億7,745万5,000円とするもので、普通建設事業（単独）、16節公有財産購入費で町道6丁目線における道路用地の購入費用として2万1,000円を計上、秋田原野線交付金事業、12節委託料で2,566万5,000円、14節工事請負費で5,735万3,000円、25ページ上段を御覧いただきまして、16節公有財産購入費で10万円をそれぞれ減額、道路長寿命化事業では12節委託料で21万4,000円、14節工事請負費で1,111万7,000円をそれぞれ減額、藤井原野線整備事業では14節工事請負費で79万2,000円を減額するもので、いずれも事業費の確定によるものでございます。詳細につきましては、建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に130万円を追加し、3,679万3,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、10節需用費で公営住宅の電気温水器やボイラーの修繕費用として同額を追加。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から270万3,000円を減額し、1億3,790万7,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金で同額を減

額、内容につきましては、予算書後ろ側に添付しております令和5年度一般会計予算（別紙内訳）明細書を御覧いただきたいと思っております。明細書の1ページをお開き願います。明細書1ページでございます。9款消防費、1項常備消防費、1目消防本部費では、既定額から326万5,000円を減額し、1,113万6,000円とするもので、消防本部事業、18節負担金補助及び交付金で同額を減額、本部費の歳出を5万2,000円減額するほか、前年度繰越金321万3,000円が特定財源として歳入に繰り入れられ、合わせまして326万5,000円が減額となるものでございます。2目中頓別支署費では、既定額に45万1,000円を追加し、1億1,436万7,000円とするもので、消防署管理事業、17節備品購入費で同額を追加、消防庁舎内で使用しております掃除機を更新するための費用であります。警防業務事業では、10節需用費で燃料費の単価高騰に伴い不足が見込まれる額27万8,000円を追加するほか、消防資機材の故障による修理費として12万1,000円を追加。2項非常備消防費、1目中頓別消防団費では、既定額に11万1,000円を追加し、904万5,000円とするもので、消防分団管理業務、10節需用費で燃料単価高騰を踏まえ同額を追加するものであります。

予算書24ページにお戻り願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に22万4,000円を追加し、4億2,123万6,000円とするもので、内容は教職員健康診断事業、18節負担金補助及び交付金で健康診断の人数が追加になったことに伴い2万4,000円を追加、中頓別学園整備事業では道教委などとの協議、打合せに要する旅費に不足が見込まれますことから8節旅費に20万円を追加、詳細につきましては、教育委員会作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に158万円を追加し、2,217万4,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、10節需用費で電気料金の高騰に伴う不足見込額102万9,000円、校舎修繕料として体育館暖房機とバスケットゴールの修繕費用55万1,000円をそれぞれ計上。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に60万5,000円を追加し、1,475万9,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、10節需用費で電気料金の不足見込額として同額を追加。

26ページでございます。4項社会教育費、2目町民センター費では、既定額に119万9,000円を追加し、1,058万2,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、10節需用費で灯油の使用料増加に伴い22万5,000円、電気料金の不足見込額97万4,000円をそれぞれ追加。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額に12万9,000円を追加し、365万2,000円とするもので、社会体育施設運営事業、10節需用費で町民体育館の玄関屋根修繕費用として同額を追加。

3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額に60万3,000円を追加し、3,268万6,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、12節委託料で電

気料金の高騰に伴う不足見込額として同額を追加。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に9,342万4,000円を追加し、4億3,448万5,000円とするもので、特別会計繰出金事業、27節繰出金に同額を追加、内容は自動車学校事業特別会計へ主に人事院勧告に基づく人件費の増加分に対応するため312万4,000円を追加、水道事業特別会計と下水道事業特別会計に対しましては、それぞれの会計が令和6年度から公営企業法の適用となりますことから、企業会計の運営資金として水道会計に3,750万円、下水道会計に5,280万円をそれぞれ繰り出しするものでございます。

2項基金費、2目ふるさと応援寄附基金費では、既定額に480万円を追加し、1,250万円とするもので、ふるさと応援寄附基金費、24節積立金に同額を追加、寄附金額の増加見込みによる追加であります。

予算書8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に7,694万9,000円を追加し、50億6,310万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。10ページをお開き願います。11款地方交付税、1項地方交付税、2目特別交付税では、既定額に2,591万8,000円を追加し、2億3,591万8,000円とするもので、1節特別交付税に同額を追加、歳出の一般財源とするものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に650万円を追加し、6,787万3,000円とするもので、3節障害者自立支援給付費国庫負担金に同額を追加、歳出の障害者総合支援給付費に対する国負担分であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に298万6,000円を追加し、6,972万8,000円とするもので、7節社会保障・税番号制度システム整備費補助金に同額を追加、歳出の住民記録システム改修業務委託料に充当する補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金では、既定額に25万9,000円を追加し、1,247万4,000円とするもので、1節保健衛生費補助金に同額を追加、新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム改修費用に充当する補助金でございます。

4目土木費国庫補助金では、既定額から6,307万円を減額し、3億9,343万6,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金に同額を計上、秋田原野線交付金工事に係る補助金額確定に伴う減額でございます。

15款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額に325万円を追加し、4,912万1,000円とするもので、5節障害者自立支援給付費道負担金に同額を追加、歳出の障害者総合支援給付費に対する道負担分でございます。

2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額に32万7,000円を追加し、8,513万円とするもので、8節中山間地域等直接支払交付金に同額を計上、歳出、中山間地域等直接支払交付金交付事業に充当する交付金でございます。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額から79万7,000円を減額し、43

7万3,000円とするもので、6節知事・道議会議員選挙委託金で同額を減額、北海道からの委託金の額確定に伴い減額するものでございます。

12ページをお開きいただきまして、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金では、既定額に980万円を追加し、2,500万円とするもので、1節指定寄附金に寄附金額の増加を見込み同額を追加。

18款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に246万4,000円を追加し、1億3,656万4,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出、保健センター入り口扉の電子化と必要な備品購入費に60万4,000円、公営住宅の電気温水器等の修繕費に118万円、小学校の体育館暖房機とバスケットゴールの修繕費に55万1,000円、町民体育館の玄関屋根修繕費に12万9,000円をそれぞれ充当。

8目奨学金等償還支援基金繰入金では、既定額から359万8,000円を減額し、268万4,000円とするもので、1節奨学金等償還支援基金繰入金で同額を減額、歳出の中頓別町奨学金等償還支援事業の減額に伴い繰入額を減額。

10目財政調整基金繰入金では、新規に9,030万円を計上するもので、1節財政調整基金繰入金に同額を計上、水道、下水道会計の法適化に伴う運営資金に充当するため繰り入れるものでございます。

19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に3,361万円を追加し、9,775万2,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を計上、歳出の一般財源とするものでございます。

21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から2,080万円を減額し、9億6,440万円とするもので、藤井原野線整備事業で80万円、秋田原野線交付金事業で2,000万円をそれぞれ減額。

4目公共施設等適正管理推進事業債では、既定額から1,020万円を減額し、1,860万円とするもので、道路長寿命化事業で同額を減額、いずれも減額の内容につきましては第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

6ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に7,694万9,000円を追加し、50億6,310万4,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第7、議案第73号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第73号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、工藤自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 工藤自動車学校長。

○自動車学校長(工藤正勝君) 議案第73号、中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案1ページ目をお開き願います。令和5年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ399万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,998万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。歳出、事項別明細書でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に399万4,000円を追加し、6,998万5,000円とするもので、自動車学校事業、2節給料101万9,000円追加、令和5年人事院勧告に伴い給与表が改定されたことによるもの及び4月に替わった職員の当初予算額に違いがあったことから追加するものです。3節職員手当等258万円追加、給料と同様令和5年人事院勧告に伴う追加及び自動車学校施設の除雪作業を担う一番重要な車両のエンジンが今不具合が生じていることから、朝の教習に支障が起きないようにやむなく大型特殊教習車両を使用し職員で除雪するため、併せて冬休み期間の入校希望人数を見込み、教習時間を18時50分まで延長して運転技能、学科教習がスムーズに進行するよう時間外勤務手当を追加するものです。なお、時間外勤務の一部は職員の健康状態に留意するなど体調管理に配慮し、代休を取得しやすい体制の整備に努めてまいります。12ページ以降の給与費明細書をご参照願います。12節委託料、学科

試験時宿泊業務委託料を33万3,000円減額し、13節使用料及び賃借料、生徒学科試験時宿泊料へ組み替えるものでございます。令和4年度実績人数は42名でした。現行予算で50名程度宿泊可能となることから予算額は同額のままとし、今後宿泊希望者が増え予算に不足が見込まれる場合は追加計上となりますが、教習生徒数を確保するための取組であることをご理解願います。22節償還金利子及び割引料、北海道指定自動車学校事業協同組合過年度配当金還付14万3,000円は、平成23年4月11日に設立された北海道指定自動車学校事業協同組合に同年4月20日から加入しており、冊子、パンフレット等の共同購入及び技術の改善、向上を図るための教育並びに情報提供の事業に賛同し、組合員ではなく賛助会員として加入しております。これにより平成24年度に剰余金の配当として9,550円、以降これまでの間15万3,999円を受けております。令和5年においては6月20日に1万1,400円、諸収入、雑入、配当金にて歳入しているところでございます。本年5月に指定自動車学校事業協同組合全国中央会より中小企業等協同組合法において賛助会員は組合員ではないため配当することはできない旨の助言があり、その後町に相談があったところでございます。町での協議の結果、還付することとし、15万3,999円から6月歳入額1万1,400円を引く14万2,599円を計上するものです。引き続きこの事業活動に賛同し、共同購入及び情報共有を進めてまいりたく、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。次、令和4年度普通車教習生授業料還付25万2,000円は、令和4年度入校生1名、保護者を通じ転校したい旨の申出があり、技能教習、学科教習の履修番号、教習項目を整理し、自動車学校管理者名で証明書を作成したところでございます。受けていない技能及び学科の教習料金、修了、卒業検定料、運転免許申請手数料、SDカード交付料などを還付するために計上するものでございます。

6ページにお戻り願います。歳出、事項別総括表でございます。1款総務費、既定額に399万4,000円を追加し、6,998万5,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入、事項別明細書でございます。3款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に87万円を追加し、991万9,000円とするもので、認定講習料に同額を計上、高齢者講習受講に係る申込状況は、来年5月に誕生日を迎える方が今受講されているところでございます。よって、学校運営的には高校生がメインの対象となりますが、既に予算額を超えている歳入であることを踏まえ、見込額を計上するものでございます。

4款繰入金、1項1目繰入金、既定額に312万4,000円を追加し、3,358万9,000円とするもので、1節一般会計繰入金に同額を計上、歳出の不足額を計上するものでございます。今高校生の入校が多くなってきております。昨年の4月から12月までの入校生の合計が50名、今年度におきましてはこれから23日、25日と入校がありまして、普通車の教習生の合計としては昨年度を超える60名ほどが今見込まれているところでございますので、ご報告いたします。

4ページにお戻り願います。歳入、事項別総括表でございます。歳入合計、既定額に3

99万4,000円を追加し、6,998万5,000円として歳入歳出のバランスを取っております。

以上、ご説明いたしました。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
長谷川さん。

○4番（長谷川克弘君） 自動車学校事業の中で今大特の教習車を除雪に使っているというお話があったかと思えます。今現在教習車を除雪に使うことによる支障というのはないのか、また除雪中にもし壊れたとき教習対応はどのようにするのか、その辺をお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 工藤自動車学校長。

○自動車学校長（工藤正勝君） ただいまの大特教習車の除雪作業の使用についてのご質問にお答えいたします。

今年度10月10日に新しい大特の教習車両が入りました。元入っていた教習車は2番目の教習車として使用を開始しているところでございます。除雪に使用している車両は、その2台目の車両を使っており、新しい教習車両は除雪には今のところ使っていないということでご説明させていただきたいと思えます。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

◎議案第74号

○議長（星川三喜男君） 日程第8、議案第74号 令和5年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第74号 令和5年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第74号 令和5年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和5年度中頓別町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億351万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,276万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養費では、既定額に8,000万円を追加し、1億7,989万5,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で一般被保険者療養給付費について高額な療養費を要する一般保険者の増加により追加するものでございます。

2目高額療養費では、既定額に2,235万2,000円を追加し、3,638万6,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で一般被保険者療養給付費と同様に一般被保険者高額療養費について増加が見込まれるため追加するものでございます。

4目出産育児諸費では、既定額に116万円を追加し、200万1,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で出産育児一時金について今後出産を予定している方が見込まれるため追加するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に1億351万2,000円を追加し、2億9,276万3,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金につきましては、既定額に1億351万2,000円を追加し、2億4,167万2,000円とするもので、1節保険給付費等交付金（普通交付金）では、歳出での保険給付費の見込額により追加するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に1億351万2,000円を追加し、2億9,276万3,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 令和5年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第9、議案第75号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第75号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） よろしくお願ひいたします。議案第75号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。総則、第1条、令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額に27万5,000円を追加し、6億4,930万4,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額に27万5,000円を追加し、6億4,930万4,000円とするものであります。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。予算書17ページをお開き願います。別に配付してございます補足説明資料の1ページもお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費の既決予定額から651万円を減額し、4億133万4,000円とするもので、給料に同額を計上、人事院勧告に伴う給与改定分の整理及び医師1名の退職に伴う整理による減額であります。給与費の明細につきましては、7ページから1

4 ページまでに掲載しておりますので、ご参照願います。

2 目材料費では、既決予定額に 1 4 0 万円を追加し、3, 8 6 9 万 2, 0 0 0 円とするもので、給食材料費に同額を計上、給食材料費の高騰及び劣化に伴う食器の購入等により追加するものであります。

3 目経費では、既決予定額に 1 4 0 万 7, 0 0 0 円を追加し、6, 6 0 2 万 3, 0 0 0 円とするもので、光熱水費の 8 0 万円の追加は電気代の高騰及び上下水道の実績見込みによる追加、雑費の 6 0 万 7, 0 0 0 円の追加はシーツ、被服等の洗濯料の実績見込みによる追加、及びその他の部分については介護保険事業調査、免許更新等による費用の増額であります。

2 項介護保険事業費用、1 目給与費は、既決予定額に 3 6 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、7, 7 5 2 万 1, 0 0 0 円とするもので、給料に同額を計上、医業費用からの移行及び人事院勧告に伴う給与改定分の整理に伴う追加であります。

2 目材料費では、既決予定額に 2 5 万円を追加し、6 1 7 万 1, 0 0 0 円とするもので、給食材料費に同額を計上、医業費用の材料費と同様の理由により追加するものであります。

3 目経費では、既決予定額に 1 0 万円を追加し、1, 2 5 0 万 8, 0 0 0 円とするもので、雑費に同額を計上、医業費用の雑費と同様の理由により追加するものであります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。1 5 ページをお開き願います。1 款病院事業収益、3 項医業外収益、8 目道補助金は、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金が対象となったことから 2 4 万円を新規計上するものであります。

4 項特別利益、1 目過年度損益修正益は、令和 5 年度労働保険料更新処理において令和 4 年度納入分の保険料に還付金が生じるため今年度で還付金を受けることになったことから、3 万 5, 0 0 0 円を新規計上するものであります。

予定貸借対照表につきましては 3 ページに、キャッシュフロー計算書は 5 ページに添付いたしておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 7 5 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号

○議長（星川三喜男君） 日程第10、議案第76号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第76号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算について、後藤建設課上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） それでは、議案第76号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

令和5年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,750万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,933万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

10ページをお開きください。事項別明細書、歳出からご説明いたします。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきましては、既定額に3,750万円を追加し、4億2,780万2,000円とするもので、24節積立金では水道事業特別会計基金積立金で3,750万円を新規計上するものでございます。令和6年度より公営企業会計法の適用に伴い、水道事業会計独自の資金繰りとなります。従来は資産残高の不足分を一般会計口座から借り入れて運用しておりましたが、来年度からは水道事業会計の口座により運用することとなり、年度当初は会計の資金残高がゼロであるため、当座の運用資金として積み立てるものでございます。詳細につきましては、建設課上下水道グループ作成の説明資料をご参照ください。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に3,750万円を追加し、4億6,933万3,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に3,750万円を追加し、2億360万円とするもので、令和6年度からの会計運用資金として歳出の積立金に充当するものでございます。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に3,750万円を追加し、4億6,933万3,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号

○議長（星川三喜男君） 日程第11、議案第77号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第77号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算について、後藤建設課上下水道担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） 議案第77号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

令和5年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,280万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,277万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

10ページをお開きください。事項別明細書、歳出からご説明いたします。1款下水道

費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額に5,280万円を追加し、9,960万9,000円とするもので、24節積立金では下水道事業特別会計基金積立金で5,280万円を新規計上するものでございます。令和6年度より公営企業会計法の適用に伴い、下水道事業会計独自の資金繰りとなります。従来は資金残高の不足分を一般会計口座から借り入れて運用しておりましたが、来年度からは下水道事業会計の口座により運用することとなり、年度当初は会計の資金残高がゼロであるため、当座の運用資金として積み立てるものでございます。詳細につきましては、建設課上下水道グループ作成の説明資料をご参照ください。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に5,280万円を追加し、1億5,277万2,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に5,280万円を追加し、1億1,315万5,000円とするもので、令和6年度からの会計運用資金として歳出の積立金に充当するものでございます。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に5,280万円を追加、1億5,277万2,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（星川三喜男君） 日程第12、議案第78号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第78号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険

事業勘定) 補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長(土屋順一君) それでは、議案第78号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計(保険事業勘定) 補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。令和5年度中頓別町の介護保険事業特別会計(保険事業勘定) 補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ975万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,669万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に193万1,000円を追加し、381万8,000円とするもので、12節委託料で令和6年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る費用で新たに193万1,000円を計上するものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、既定額から240万円を減額し、1,857万2,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス給付事業の居宅介護サービス訪問看護から特定施設入居者生活介護まで、いずれも実績見込みにより追加及び減額するものでございます。

2目地域密着型介護サービス給付費では、既定額に420万円を追加し、1,520万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で地域密着型介護サービス通所介護において通所介護の利用者の増加に伴い予算額に不足を生じることから追加するものでございます。

3目施設介護サービス給付費では、既定額に410万円を追加し、1億5,160万4,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で施設介護サービス給付費介護老人福祉施設において当初の見込みより利用者が増加したため追加するものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、既定額に107万6,000円を追加し、312万8,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金のうち介護予防サービス介護予防短期入所生活介護で2万6,000円の追加、介護予防サービス福祉用具貸与で28万円の追加、介護予防通所リハビリテーションで77万円を追加、それぞれ利用者の増加や実績見込みにより追加するものでございます。

12ページをお開き願います。2目介護予防サービス計画給付費では、既定額に45万円を追加し、99万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で介護予防サービス計画給付費において介護予防のケアプランを作成した件数が増加したため追加するものでご

ございます。

4項高額介護サービス等費、1日高額介護サービス費では、既定額に130万円を追加し、610万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で高額介護サービス給付費において当初の見込みより高額介護サービスに係る利用者が増加したため追加するものでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1日高額医療合算介護サービス費では、既定額から90万円を減額し、150万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で高額医療合算介護サービス給付費において実績見込みにより減額するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に975万7,000円を追加し、2億4,669万2,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開き願います。7款繰入金、2項基金繰入金、1日介護給付費準備基金繰入金では、既定額に868万1,000円を追加し、868万1,000円とするもので、1節介護給付費準備基金繰入金で介護給付費準備基金繰入金868万1,000円を新たに計上するものでございます。

8款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に107万6,000円を追加するもので、歳出でご説明いたしました1款総務費及び2款保険給付費で計上しております支出を前年度繰越金で充当するため計上するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に975万7,000円を追加し、2億4,669万2,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第13、発委第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）を議題とします。

本件について発委者より提案理由の説明を求めます。

宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） このたび本定例会に提出をさせていただき運びとなりました発委第2号、議会改革特別委員会の設置に関する決議ということにつきまして、私のほうからお手元に配付をさせていただきました決議案を読み上げて提案させていただきます。

発委第2号。

令和5年12月13日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

提出者、中頓別町議会運営委員会委員長、宮崎泰宗。

議会改革特別委員会設置に関する決議（案）。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

裏面を御覧ください。

議会改革特別委員会設置に関する決議（案）

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び中頓別町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 議会活性化に関する調査・研究
- 4 委員の定数 8名
- 5 調査の期間 調査終了までとする。なお、委員会は議会の閉会中も調査研究できるものとする。

提出理由といたしましては、現下の人口減少社会において住民ニーズや地域課題が多様化、複雑化する一方、経営資源が制約される中であって広い見知から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する役割がより重要になることから、議会を活性化するため議会改革特別委員会を設置するというものであります。

大変簡潔にまとめさせていただいておりますが、時代や住民ニーズの変化などからも、今求められている議会の役割、在り方、議員個々の能力の向上なども含めて議会における改革ということについてもより積極的に進めていきたいという考えであります。

以上、提案とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより発委第2号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時42分

○議長(星川三喜男君) 休憩前に戻り会議を再開します。

休憩中に議会改革特別委員会が開かれまして、委員長、副委員長の互選が行われました。その結果を報告いたします。

委員長には細谷さん、副委員長には蓮尾さんが互選されました。よろしくお願ひいたしたいと思います。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(星川三喜男君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（星川三喜男君） これで本日の会議を閉じます。
令和5年第4回中頓別町議会定例会を閉会とします。

（午後 1時44分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員